



お知らせ

空き家に関するお知らせ

あなたの空き家は大丈夫ですか？ 空き家には管理が不可欠です



今すぐご確認を！ 空き家の管理チェック項目

- 建物全体**
傾いていないですか？
- 屋根ふき材**
剥落や破損、変形はありませんか？
- 立木**
幹の腐朽、枝のはみ出しはありませんか？
- 外装材・窓**
剥落や破損はありませんか？
- 動物**
動物が棲みついていますか？
- 屋内**
雨漏り、アスベストの露出はありませんか？
- 門・塀・擁壁**
破損や雨水侵入、ひび割れはありませんか？
- 排水設備**
破損や封水切れはありませんか？
- 敷地**
ごみの散乱はありませんか？



※「空き家管理チェックリスト」, 国土交通省, <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001720159.pdf> を加工して作成

空き家には定期的な管理がとても重要です。

遠方にお住まいで管理が難しい方や、ご自身での管理に自信がない方は、空き家管理業者の利用を検討しましょう。



お知らせ

相続登記、忘れていませんか？

令和6年4月1日から

相続登記が義務化されました

相続登記とは

不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。



近年、不動産(土地・建物)をお持ちの方が亡くなくても、相続登記がされず、不動産の取引や災害時の復興作業が進められないといった「所有者不明土地」が問題となっています。この「所有者不明土地」を解消するために、令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。

相続登記の詳細は
法務省ホームページにて
ご確認ください。



＝ 相続登記しないとどうなる？ ＝

相続により不動産を取得した相続人は(遺言含む)、正当な理由なく、不動産の相続を知ってから3年以内に相続登記の申請をしないと、**10万円以下の過料が科される可能性**があります。

＝ 相続登記を行うには ＝

手続きや相談先を探し、相続登記を行きましょう。

手続き

不動産の所在地にある法務局(登記所)に申請して行います。

相談先

お近くの法務局や登記の専門家である司法書士会など。



ご案内

空き家・空き地のマッチングシステム

あなたの使っていない空き家、 空き家バンクに登録しませんか？

東松島市では、空き家の売却や賃貸を促進するため

空き家バンク制度を設けています。

使う予定のない空き家があればぜひ登録ください。登録は無料です。
登録後は、宅建業者の仲介による交渉・契約となります。



空き家バンクのイメージ



空き家バンクのお問い合わせ先

企画政策課

☎0225-82-1111

東松島市

×

株式会社
ジチタイアド

官民連携の
空き家相談窓口

空き家・空き地でお悩みの方へ 専門アドバイザーが 解決まで伴走します！

どんな
お悩みも

何をしたらいいか
わからない



相続した空き家を
手放したい



遠方に住んでいるので
維持管理に悩んでいる



多彩な
手段で
解決へ

売却

解体

相続
登記

剪定

家財
処分

0円
譲渡

私たちにご相談ください！



空き家アドバイザー
宅地建物取引士
齊藤

最適な業者選定や各種お見積の手配、お譲り先を探すところまでサポートいたします。

空き家・空き地の総合相談窓口

アキソル

無料
相談



0120-772-135

株式会社ジチタイアド 空き家相談窓口アキソル

受付時間：平日9時～18時 所在地：福岡市中央区薬院1-14-5 MG薬院ビル7F

Web相談
はこちら

